

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 青藍
事業者の所在地	徳島県名西郡石井町高原字中須8番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 片山 展子
電話番号	088-674-1230

介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている事業所名称	指定番号	各事業所につき介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
特別養護老人ホーム青藍荘	3671200032	介護老人福祉施設サービス
デイハウス青藍	3671200032	併設型通所介護サービス
青藍クラブ	3671200107	痴呆専用併設型通所介護サービス
青藍訪問介護事業所	3671200313	訪問介護サービス
青藍訪問入浴事業所	3671200032	訪問入浴サービス
青藍短期入所生活介護事業所	3671200032	短期入所生活介護サービス
青藍居宅介護支援事業所	3671200032	居宅介護支援サービス

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	青藍居宅介護支援事業所
指定番号	3671200032
施設の所在地	徳島県名西郡石井町高原字中須8番地1
管理者	後藤理保
電話番号	088-674-1226

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。
施設運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう指定居宅介護事業者その他の者との連絡調整その他の便宜を図り、関係するサービス機関等との綿密な連絡を以て総合的なサービス提供に努める。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
		常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務			
管理者	1		1			1	1	介護支援専門員
主任介護支援専門員	1	1				1	1	主任介護支援専門員
介護支援専門員	2	2				2	1以上	介護支援専門員

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制		休暇
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）	常勤で勤務	1ヶ月に8日
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）	常勤で勤務	1ヶ月に8日

6. 営業日

営業日	日曜日から土曜日（ただし12月31日から1月3日は休業）
営業時間	午前9時～午後6時
休日および夜間の連絡先	088-674-1226（休日夜間専用）

7. 居宅介護支援サービスの概要

種類	内容	提供方法
要介護認定申請代行	要介護、要支援認定を受けていない場合、申請に必要な援助を行います。	電話連絡の後、訪問し意思を踏まえて申請代行を行います。
サービス計画の立案	介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援します。	居宅訪問を行い、利用者及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努め、サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成します。居宅サービス計画書の交付にあたって利用者及び家族は介護支援専門員に対し当該事柄を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求めることが可能です。
情報提供	居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料の情報を紹介致します。	居宅を訪問し、面接にて提供します。その際、利用者及び家族は介護支援専門員に対し、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能です。
連絡調整	医療・保健等の関連事業者との連絡調整をします。	電話、訪問等によって連絡調整を継続的に行います。

8. 事業の実施地域

実施地域	石井町及び吉野川市鴨島町
------	--------------

9. 苦情等申立先

ご利用者ご相談窓口	窓口担当者	後藤理保
	ご利用時間	平日 午前9時～午後6時 土・日 午前9時～午後6時
	ご利用方法	電話 088-674-1230 面接 場所 特別養護老人ホーム 青藍荘
	徳島県国民健康保険団体連合会	
	窓口担当課	介護保険課
	電話	088-665-7205
	石井町役場	
	窓口担当課	長寿社会課
	電話	088-674-6111

10. 協力医療機関および福祉機関

医療機関の名称と電話番号	医療法人徳治会 田中医院 電話番号 088-674-6181
短期入所生活介護受入施設の名称と電話番号	特別養護老人ホーム 青藍荘 電話番号 088-674-1230

11. 事故発生時の対応方法

対応方法	利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

私は、本書面に基づいて青藍居宅介護支援事業所の職員

(職名 介護支援専門員 氏名 _____ 印) から 上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者 住所

氏名

印

利用者の家族等 住所

氏名

印

続柄